

CENTRAL HELICOPTER SERVICE

2023年6月1日

安全報告書 (2022年度)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき公表するものです。



CENTRAL HELICOPTER SERVICE, LTD.



目 次

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について	2
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制について	
2-1 組織及び人員	3
2-2 日常運航の支援体制	8
2-3 使用している航空機	9
3. 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項について	10
4. 安全を確保するために講じた措置等について	
4-1 国から受けた行政指導等	11
4-2 安全に関する目標の達成状況	11
4-3 安全に関する取り組みの実施状況	12





1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について

(航空法施行規則 第221条の6 第1号関連)

弊社は、「安全方針」、「社長コミットメント」を掲げて安全の取り組みを進めています。

「安全方針」

会社は法令を遵守し、安全の維持を組織の最優先事項にする。

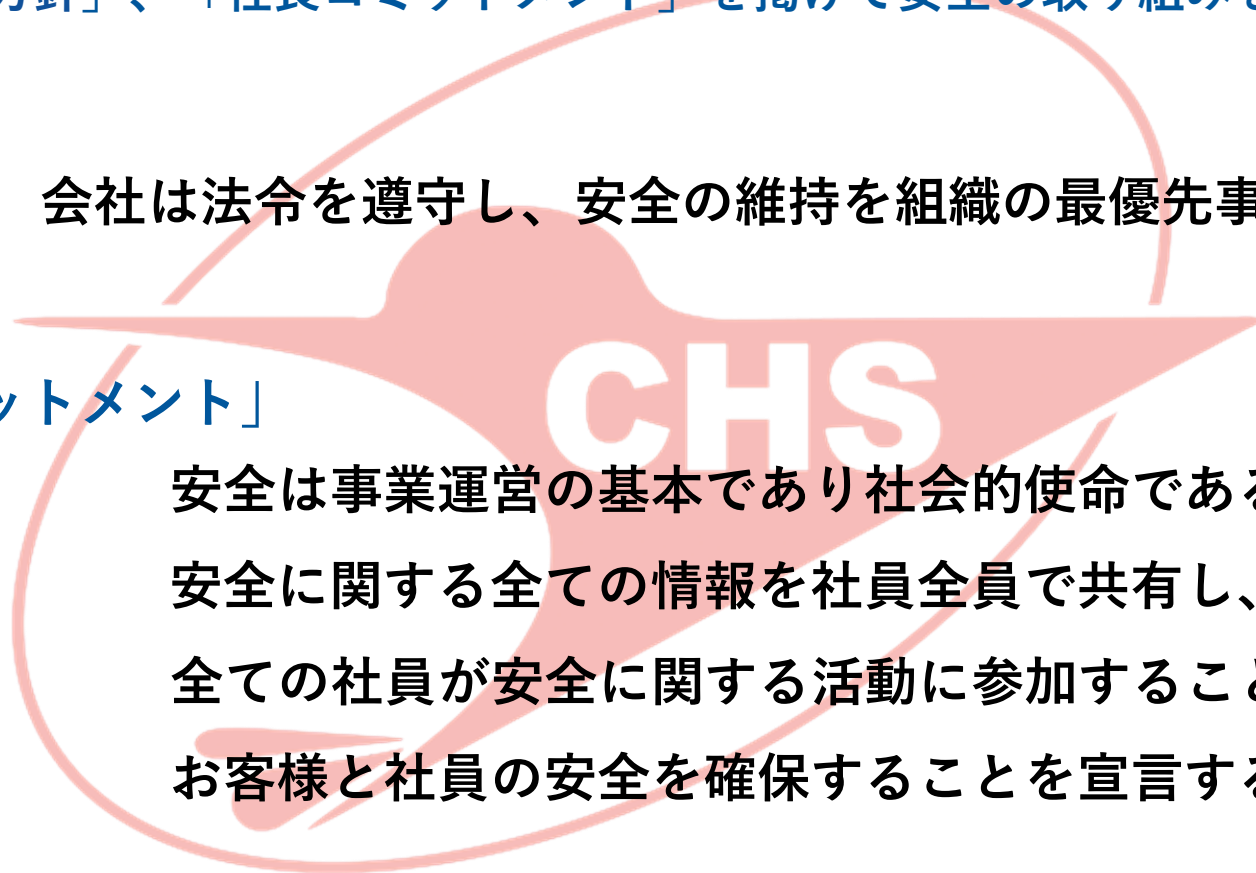
「社長コミットメント」

安全は事業運営の基本であり社会的使命である。

安全に関する全ての情報を社員全員で共有し、

全ての社員が安全に関する活動に参加することによって、

お客様と社員の安全を確保することを宣言する。



2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制について

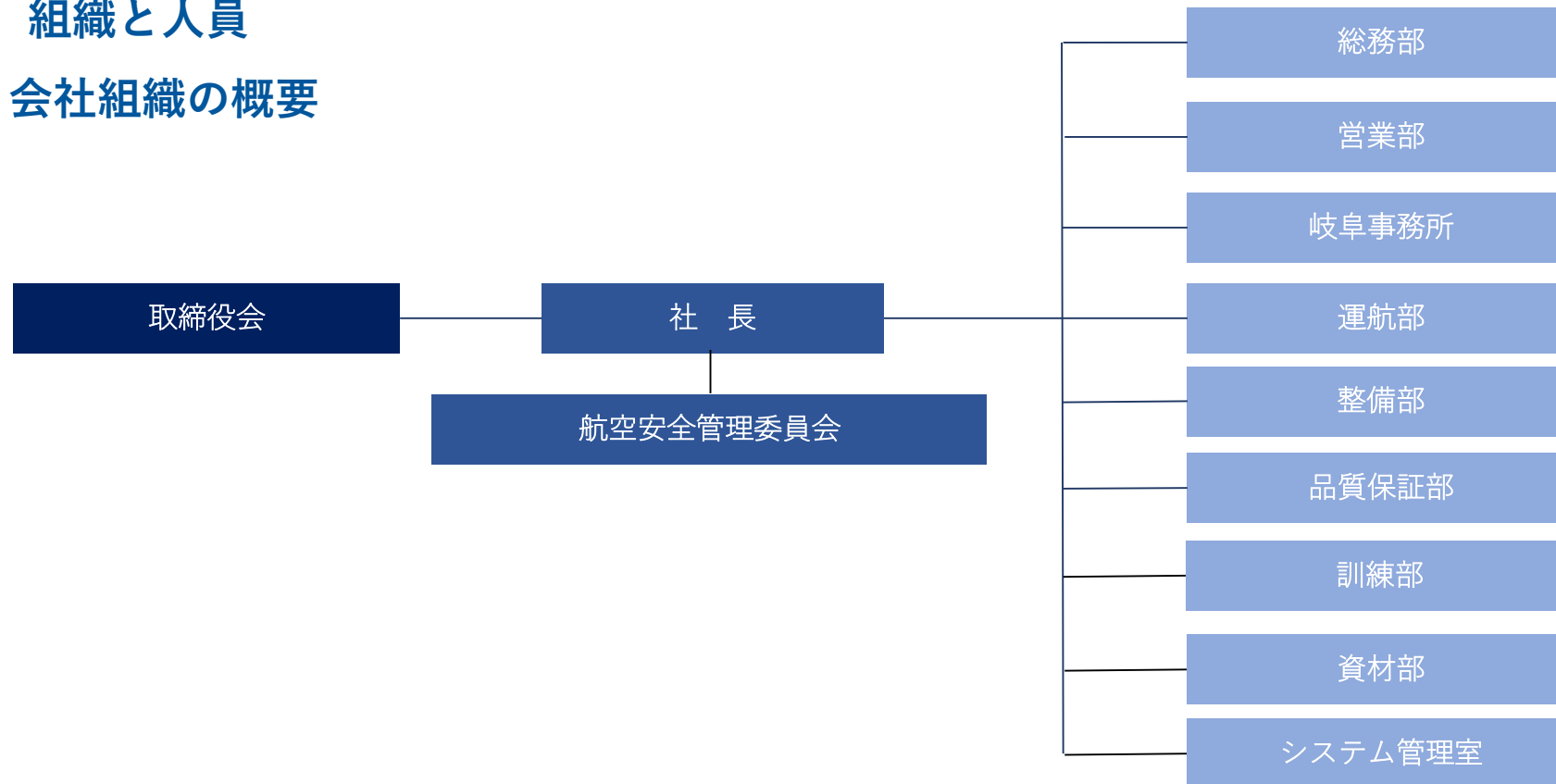
(航空法施行規則 第221条の6 第2号関連)



輸送の安全を確保するため、安全管理規程を制定し、安全の取り組みを統括的に管理する安全統括管理者をはじめ、各部門の責任体制を明確にした安全管理体制を構築しています。

2-1 組織と人員

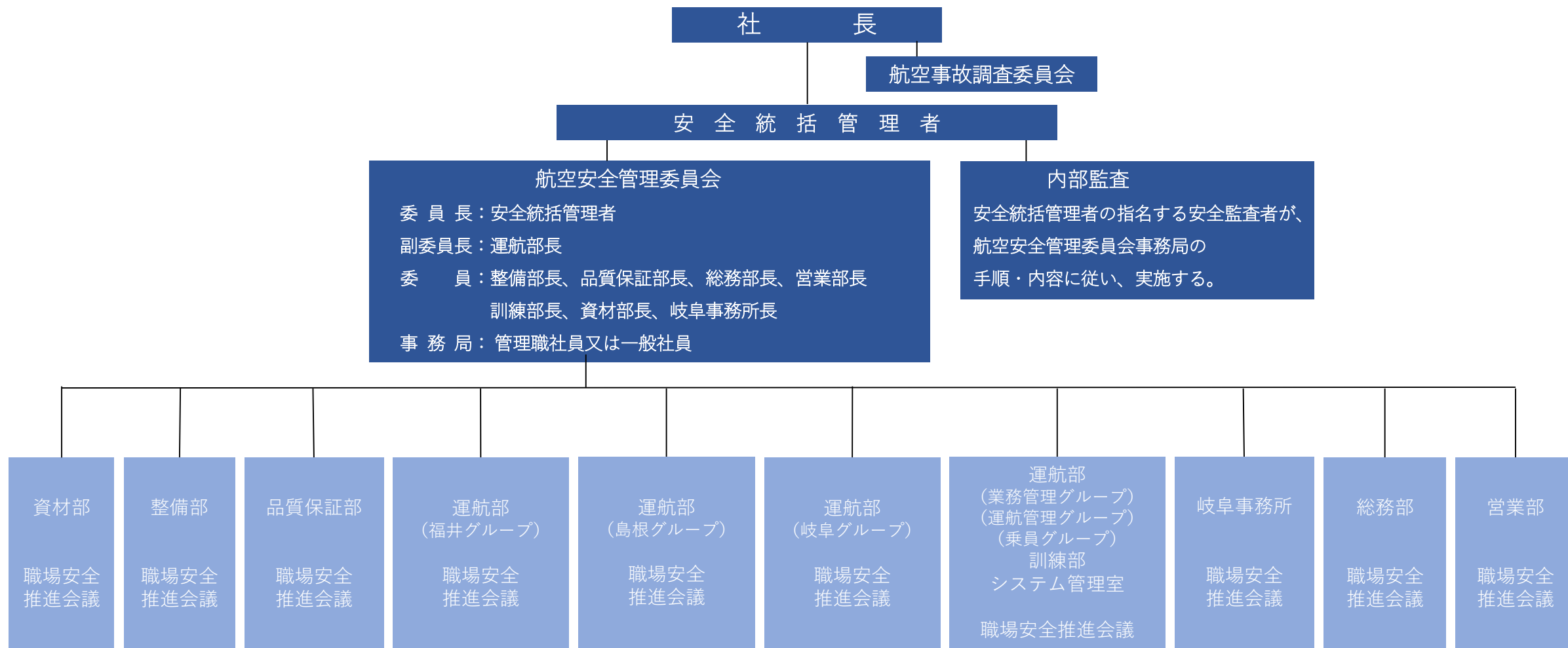
(1) 会社組織の概要





(2) 輸送の安全確保に関する各組織の機能と役割

安全管理に関する組織及び役割は次の通りです。





① 安全統括管理者

安全管理規程に基づいて会社内の安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者として安全管理体制の継続的な改善を推進するとともに関連部門の組織長に対し、安全に関しての助言、勧告及び援助を行います。安全に関する重要事項について社長に報告し、安全に関する施策、安全への投資などの重要な経営判断に直接関与します。

② 航空安全管理委員会

各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たします。

原則として毎月1回の会議を開催し、会社の安全管理体制に関する問題点及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図るため次のような活動を行います。

- ・ 航空の安全確保及び航空事故再発防止のための諸施策をとりまとめ、会社としての方針決定に寄与します。
- ・ 航空の安全確保及び航空事故の再発防止に資するため社内外の安全に関する情報や資料を収集し、社内に配布してその意義の周知徹底を図ります。
- ・ 日常業務の状況を適確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を収集します。
- ・ 収集した情報を社長等含め必要な階層・部門に伝達します。
- ・ 航空の安全を確保するための諸施策の実施状況を点検し、必要に応じて是正勧告をします。
- ・ 航空の安全推進活動を指導し、安全意識の高揚を図ります。
- ・ 社外の航空安全に関する講習会等に参加し、社内に展開します。





③ 内部監査

安全統括管理者に任命された内部監査員が会社の安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文書化されているか、又その基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録がとられているか等を確認します。各部署等に対し年度に1回以上実施します。

④ 航空安全管理者・航空安全委員

航空安全管理者・航空安全委員は会社の各部署に所属する者の中から航空安全管理委員会により任命され、自部署の安全活動を推進し安全意識の高揚を図ります。

⑤ 運航部

運航部は運航業務全般を統括するとともに、航空法、電波法等の関連法規、通達等に基づき航空運送事業及び航空機使用事業の航空機の運航に係る業務、ドクターヘリ全般に係わる業務、及び事業機、顧客機及び自家用機の運航、整備保管に関する業務全般を所掌します。

⑥ 整備部

整備部は顧客機及び自社機の整備並びに改造作業全般を所掌します。
また、整備、改造に必要な資材の調達・在庫管理、及びドクターヘリ全般を所掌します。

⑦ 品質保証部

品質保証部は、顧客機及び自社機に対する整備業務並びに改造作業全般の計画と管理、改造設計に係わる業務全般を所掌します。
また、これらの業務能力の維持・向上のための教育の計画及び整備業務に関連する許認可の維持・管理等、品質管理全般について所掌します。



(3) 航空機乗組員及び整備従事者の数(2023年3月末現在)

航空機乗組員	整備従事者
27 名	63 名



(4) 運航管理担当者の数及び有資格整備士の数(2023年3月末現在)

運航管理担当者	有資格整備士
23 名	51 名



2-2 日常運航の支援体制



(1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練並びに審査について

航空局が定めた「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」、「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可申請要領」に基づき認可を受けた運航規程及び整備規程に従い、訓練並びに審査を実施すると共にMeTra※を活用して操縦士、整備士の各種作業手順、緊急操作手順の確認、定着を図っています。

また、次のような特別訓練や研修を追加して行っています。

- ・操縦士・・・フライトシミュレーター、飛行訓練装置による操縦訓練
- ・整備士・・・航空機メーカー、エンジンメーカーでの機体及びエンジンの整備研修



※ MeTra(メトラ)

弊社で開発したドクターヘリ運航に関わる医療関係者・操縦士・整備士の訓練用機材です。

(2) 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制について

安全に係わる事象、情報は社内データベースを活用した報告システム「発生情報」を活用し収集します。収集した事象等について要因分析を行い、再発防止策を策定し安全運航を確保します。この「発生情報」システムは、故障・不具合、ヒヤリハット等の情報を確認することができ、全社員で共有しています。

(3) 安全に関する社内啓蒙活動について

年度計画を「安全取り組みカレンダー」にまとめ次のような活動をしています。

- ・安全パトロール、内部監査
- ・安全に係る教育訓練
- ・航空安全管理委員会、職場安全推進会議（原則月1回）
- ・各種安全セミナー、講習会等への参加
- ・緊急対策処理要領（航空事故）による模擬訓練の実施
- ・朝日航洋グループ各社との安全に係る情報の共有





2－3 使用している航空機（2023年3月末現在）

機 種	機数	座席数	年度平均 飛行時間	年間平均 飛行回数	導入時期	平均機齢
川崎式 BK117 C-1型	2 機	10 席	155 時間	759回	1999年 初号機導入	32.7 年
川崎式 BK117 C-2型	5 機	10 席	222 時間	1192回	2002年 初号機導入	12.3 年
エアバス ヘリコプターズ式 BK117 D-3型	2 機	10 席	116 時間	181回	2021年 初号機導入	1 年



3. 航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項について

(航空法施行規則 第221条の6 第3号関連)



2022年度に航空局に報告をした事象で、航空法 第111条の6に基づき安全報告書により公表すべき航空運送事業に関する事象、及び事象への対応は次の通りです。

- (1) 航空事故※¹、航空重大インシデント※²の発生はありませんでした。
- (2) 安全上のトラブル※³は、3件発生しました。
 - ① ドクターヘリの出動要請を受け基地病院から離陸し、上昇中にエンジンの出力が追従しなかったため基地病院に目的地を変更しました。ヘリポートへの進入から着陸、接地まで副操縦士席の整備士がエンジンの出力を操縦士の指示に従い操作し、問題無く着陸しました。
発生した当日中に不具合となった部品を交換し、翌日の試験飛行で良好を確認してドクターヘリ運航を再開しました。尚、この事象は操縦士と、整備士の間で意思疎通が良好に図られ、不具合が発生した状況においても相互が連携して安全な着陸ができた事象として優良事例としています。
 - ② ドクターヘリ運航において搬送先病院から基地病院へ帰投する際にメインランスミッション内に金属片が検知されたことを示す注意灯が点灯したため目的地を変更しました。
点検の結果メインランスミッション内から許容を超える金属片が発見され、運航不可とし、翌日に代替機を空輸し、ドクターヘリ運航を再開しました。
 - ③ ドクターヘリの出動要請を受け飛行中に計器盤の一部の計器に不具合が発生したため、目的地を変更しました。
点検の結果、計器に信号を伝達する装備品に不具合が発見されたので部品を交換し、試運転で良好を確認した後、ドクターヘリの運航を再開しました。

※1 航空事故：航空機の墜落、衝突、火災、及び航空機による人の死傷又は物件の損壊等の事態が該当します。

※2 航空重大インシデント：航空事故には至らないものの、事故が発生する可能性があったと認められるもので、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失等の事象が該当します。

※3 安全上のトラブル（義務報告）：航空局に報告が義務付けられたトラブルのことで、事故や重大インシデントに至らないものの、航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態がこれに該当します。



4. 安全を確保するために講じた措置等について

(航空法施行規則 第221条の6 第4号関連)

4-1 国から受けた行政指導等

2022年度に行政指導等を受ける事態はありませんでした。

4-2 安全に関する目標の達成状況

2022年度の安全活動方針に基づき安全目標（安全性を定量的に測定するための目標とその数値）を定め、前述の安全取り組みカレンダーに沿って社員の教育・訓練を計画的、継続的に取り組みました。

2022年度の安全目標及び達成状況は以下の通りです。

- (1) 無事故記録を継続（航空事故ゼロ、航空重大インシデントゼロ）⇒ ゼロを継続しました。
- (2) データの収集と有効活用
 - ・ 不具合情報の要因分析と再発防止策の策定100% ⇒ 100%実施しました。
 - ・ 66件以上のヒヤリハット情報を収集 ⇒ 76件のヒヤリハット情報を収集しました。
- (3) ヒューマンエラーに起因する不具合の削減（4件以下を目標としました）
⇒ 2件の発生があり、それぞれの事象について要因分析の促進を図り、対策を策定しました。
航空安全管理委員会で対策の評価を行い、職場安全推進会議等で周知し再発防止を図りました。
- (4) 休業を伴う運航・整備作業での労働災害ゼロ ⇒ ゼロを達成しました。



4－3 安全に関する取組みの実施状況

安全管理規程に基づき、安全管理システムが適正に運営され、有効に機能していることを確認するため、安全に関する目標の達成状況、是正・予防策の実施状況、及び内部監査の情報をもとにレビューを行いました。それらの結果を踏まえ2023年度の安全目標を次の通り決めました。全社員がベクトルを合わせ、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

2023年度 安全目標	
無事故記録を継続 航空事故ゼロ／重大インシデントゼロ	0 件
データの収集と有効活用 不具合情報の要因分析と再発防止策の策定／優良事例の収集	要因分析・再発防止策：100%策定 優良事例の収集：5件以上
ヒューマンエラーに起因する不具合の削減	年度間 3 件以下
休業を伴う運航・整備作業での労働災害ゼロ	0 件



CENTRAL HELICOPTER SERVICE, LTD.

Safety and Sincere Service

